諮問番号:令和3年諮問第2号 答申番号:令和3年答申第8号

答申書

第1 京都府行政不服審査会(以下「審査会」という。)の結論

本件諮問に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、〇市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に関し、〇市福祉事務所(以下「〇市福祉事務所」という。)における事務の過誤により過払いとなる額が生じ、処分庁がこれに相当する額の一部を過払額とした上で審査請求人の同意なく各月分の保護費から差し引くこととした内容に不服があるとして、審査請求人から本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 平成22年1月28日、審査請求人は、処分庁に対し法に基づく保護を申請し、処分庁 は、同日付けで審査請求人に係る世帯の保護を開始した。
- 2 令和元年5月9日、〇市福祉事務所は、審査請求人から、その居住する住居に係る同年4月1日付けの「契約更新のご案内」の写しを受理し、更新後の賃貸借契約期間が同年6月26日から令和3年6月25日の2年間であること及び当該契約期間の賃料がそれまでの月額〇円から月額〇円に変更されるとの事実を確認した。
- 3 令和2年6月22日、○市福祉事務所は、審査請求人に係る世帯の住宅扶助について、 令和元年7月から令和2年7月までの13箇月間、2の事実に基づけば月額○円とすべ きところ誤って月額○円と認定している事実及びこれにより計○円の過払いとなる額 が生じていることを確認した。
- 4 令和2年7月1日、○市福祉事務所は、審査請求人に係る世帯の住宅扶助費の額について、同年4月から6月までに係る過去3箇月分及び当月分にあっては正しい賃料額に遡及して変更すること及び同年3月以前の9箇月分にあっては法第63条の規定に基づき返還請求する方針を確認した。
- 5 令和2年7月2日、○市福祉事務所は、審査請求人に対し、事務上の過誤により審請求人に係る世帯の保護費に過払いが生じたことについて謝罪した上で、4の方針について説明した。
- 6 令和2年7月16日、処分庁は、同年4月から同年7月までの4箇月分の審査請求人

に係る世帯の住宅扶助費の額を〇円に変更し、これにより生じることとなる過払額を計〇円とし、同年8月分以降の扶助費から差し引く(その方法としては、〇円を6箇月に分割した額を各月の収入に充当するとの方針に基づき、まずは、同年7月分につき〇円を収入充当する)とする法第25条第2項の規定による本件処分を決定し、同月28日に審査請求人に対し、本件処分に係る決定通知書を送付した。

7 令和2年10月12日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、○市福祉事務所の事務の過誤により過払いとなった○円に及ぶ保護費を審査請求人の同意なしに各月の保護費から差し引かれていることに不服があり、これにより体調不良も引き起こしていると主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

法第8条第1項においては、保護の基準及び程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされ、また、同条第2項においては、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている。

また、昭和38年4月1日付け社保第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」(以下「局長通知」という。)第7の4の(1)のアにおいては、「家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と住宅扶助の認定対象を規定し、局長通知第10の2の(8)においては、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が時後において明らかとなった場合は、(略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と生活保護費の遡及変更について規定されている。

本件処分は、保護費の過払いを確認した令和2年6月からその前々月である同年4月に遡って保護を変更し、これにより生じた過払いを同年8月以降に充当したものであるから、法第8条及び局長通知の規定に基づき適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

第5 法令の規定等について

1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすこと

のできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項において、 「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別所在地域別その他保護の種類 に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであっ て、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

2 最低生活費等の認定を変更すべき事由が時後において明らかになった場合の取扱いについては、局長通知第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が時後において明らかとなった場合は、(略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないこと。」とされている。なお、この局長通知の内容は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に係る同法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であり、本件処分に係る○市福祉事務所の事務処理に当たっての「よるべき基準」として国(厚生労働大臣)が定めたものである。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

- 1 審理員意見書の要旨
 - (1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
 - (2) 理由
 - ア 処分庁は、令和2年6月22日に、審査請求人世帯の住宅扶助費の過払いを確認し、局長通知第10の2の(8)に沿ってその前々月である同年4月に遡って住宅扶助費の額を変更し、これにより生じた過払い分○円を同年8月以降に充当する本件処分を行っている。局長通知第10の2の(8)の規定は、過払いの原因を問題としないため、処分庁の判断に誤りは認められない。
 - イ 住宅扶助費の額の遡及変更に伴い生じた○円の過払い額について、処分庁は、 令和2年8月から令和3年1月までの6箇月にわたって分割し、各月○円を収入 として充当する本件処分を行っているが、本件処分を行うに当たり、審査請求人 の同意を要する旨の規定は存在しないことから、同意がないから不当であるとの 審査請求人の主張は認められない。
- 2 審査庁による諮問の要旨
 - (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、 棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43 条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1) の判断をしようとする理由 1 の(2) に同じ。

第7 調査審議の経過

- 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第2部会
- 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和3年2月8日 審査庁が審査会に諮問

令和3年2月11日 審査請求人が主張書面を提出

令和3年2月24日 第1回調査審議(第2部会)

令和3年3月19日 第2回調査審議(第2部会)

令和3年4月20日 第3回調査審議(第2部会)

令和3年5月25日 第4回調査審議(第2部会)

令和3年5月25日 答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、○市福祉事務所の事務の過誤に起因する本件処分により過払いとなった生活保護費を審査請求人の同意なく各月の生活保護費から差し引かれていることを不服として本件処分の取消しを主張していることから、本件処分に当たって当該同意が得られていないことの違法性又は不当性の有無その他第5の法令の規定等の適用に関し違法又は不当な点がないかどうかについて検討する。
- 2 本件処分に当たって当該同意がないこと自体の違法性又は不当性の有無について
 - (1) 局長通知第10の2の(8) は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき 事由が時後において明らかとなった場合は、(略)当該事由に基づき扶助費支給額 の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限 る。)を、次回支給月以降の収入充当額として計上して差し支えないこと。」と規定 するが、その際、審査請求人が主張するような内容をもって本件処分の名宛人とな るべき者の同意を得るべきかどうかに関しては、法令のほか、局長通知においても、 何ら言及されていない。
 - (2) 局長通知は、第5に述べるとおり、法に基づく事務処理に当たっての「よるべき 基準」として国が作成したものであり、本件処分に関しても、法令のほか、局長通 知に沿った事務処理が行われることが法的に予定されているといえるところ、(1) のとおり、法令及び局長通知においては、本件処分に当たって当該同意を得るべき とはされていないことから、本件についても「同意がない」という形式的事実をも って直ちに違法又は不当があるとはいえないので、当該同意の有無にかかわらず、 本件処分の違法又は不当な点がないかどうかについて、以下により検討し、判断す ることとする。
- 3 その他本件処分に違法又は不当な点がないかどうかについて
 - (1) 本件処分等に関しては、第3に掲げる事実のほか、次の事実が認められる。

は、同月分までの毎月分の審査請求人に対する保護決定通知書の住宅扶助費の期限欄に「令和元年6月」の記載があることからも認められること。

- イ アの記載があったにもかかわらず、○市福祉事務所はこれを看過し、その後も同年7月分以降、誤った認定に基づく住宅扶助を令和2年7月分(本件処分による変更前)まで13箇月にわたり実施していたという事務上の瑕疵があること。
- ウ その一方で、誤った認定に基づく住宅扶助費の額は、毎月、審査請求人に送付 される保護決定通知書に記載されていた事実が認められること。
- エ 〇市福祉事務所は、令和2年3月以前の過払い分〇円に対しては、第3の6のとおり、法第63条の規定に基づき返還請求する方針を確認する一方で、その後、自立更生費として控除することも含めた検討が行われていることが認められること。
- (2) 処分庁は、令和2年6月22日に、審査請求人に係る世帯の住宅扶助費の過払いを確認し、局長通知第10の2の(8)に沿ってその前々月である同年4月に遡って住宅扶助費の額を変更し、これにより生じた過払い分○円を同年8月以降に充当する本件処分を行っているが、この事務処理そのものについては、局長通知第10の2の(8)の規定に沿ったものであるといえる。
- (3) また、本件処分においては、収入充当の方法も、○円を6箇月に分割した額のおよそ1回分として○円を収入充当するにとどめ、また、残る過払い分○円について今後の検討により自立更生費として過払充当しない余地があるかどうかといった点も処分庁において配慮・検討が行われていることが認められるなど、ただ漫然と過払い分の返還を求める(あるいは収入充当する)とするのではなく、○市福祉事務所において、一定の配慮及びその検討が行われており、充当の月額、期間、総額等からみて審査請求人の世帯の自立を著しく阻害するような内容とは認められない。
- (4) 以上の内容からは、事務の過誤により生活保護費の過払いを生じさせた処分庁ないし〇市福祉事務所に非があるとの評価は免れないものの、本件処分自体は、法令及び局長通知に照らし適正に行われているといえ、違法又は不当な点は認められない。
- 4 以上のとおり、本件処分には、違法又は不当な点は認められないので、審査請求人の主張には理由がない。
- 5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

6 付言

本件処分は、審査請求人の過払額を○円と認定し、及び令和2年7月分の保護費については○円を収入充当額として認定して控除する旨を決定した内容の行政処分であるところ、処分庁は本件処分に係る「決定理由」欄に単に「過払い充当を認定します。」と記載するのみで、①過払額の認定に関する記載はなく、②過払い充当に関しても、処分通知書に「その他○円」とあるものの、認定された過払額が住宅扶助に係るものであることまたその総額は同欄には記載されていない(ただし決定書中6項には○円との記載がある)。また、同月分の保護費からは○円が収入充当されることも同欄には記載されていない(ただし支給される保護費の明細欄で「その他○円」として控除

されるものとしては記載されている)。このように、本件処分決定通知書の「決定理由」欄の「過払い充当を認定します。」というだけの記載は、審査請求人にとって、令和2年7月分の保護費についての本件処分において、保護費から差し引かれる根拠となる事実、過払い総額、同月に差し引かれることが決定された額、次月以降の見込み等がやや把握しづらかったものと思われるところ、今後の処分庁の決定理由欄の記載としては、こういった点を「決定理由」欄においてより分かりやすく記載するよう改善の余地があると思われるので、その旨、付言する。

京都府行政不服審查会第2部会

委員(部会長)西村 幸 三委員小谷 真 理委員杉 江 正 德